神保小学校いじめ基本方針

1 神保小学校いじめ防止基本方針について

(1)目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける<u>権利を著しく侵害</u>し、その心身の健全な<u>成長や人格</u>の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立神保小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「神保小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2)基本理念

いじめは全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるようにするため、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指す。

また、いじめの防止等の対策は、<u>いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行う</u>ことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むこととする。

(3) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う<u>心理的又は物理的な影響を与える行為</u>(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の<u>対象となった児童等が心身の苦痛を感じ</u>ているものを言う。(いじめ防止対策推進法 第2条)

【本校が定めるいじめの様態例】

- ①冷やかし・からかい・悪口・脅し文句
- ②仲間外れ・集団無視
- ③軽い暴力(ぶつかられる、叩かれる、蹴られる)
- ④ひどい暴力(ぶつかられる、叩かれる、蹴られる)
- ⑤金品のたかり
- ⑥物を隠す、盗む、壊される、捨てられる
- ⑦嫌な事、恥ずかしい事、危険な事をされる、させられる
- ⑧SNS等での誹謗中傷

(4) 本校の実態と課題

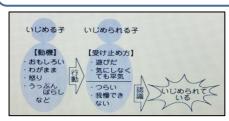
ア実態

・自分より弱い立場にある相手に対して、複数で言葉や暴力で嫌がらせをしたり、相手のことを 十分理解しないまま、相手の言動に対して嫌悪感情を抱くことにより仲間外れにしたりする事 案が発生している。

イ 課題

- ・言葉によって相手をからかい、傷つけることがいじめの発端となっている場合が多いため、言語環境に留意した教育活動に努めるとともに、他者理解を含め、よりよい人間関係づくりを進めていく必要がある。
- ・いじめた子供は、自分の行為が「いじめである」という認識が薄いことが多い。いじめかどう かの判断はいじめられた側の受け止め方を尊重することを認識させる必要がある。
- ・保護者からの訴えによっていじめが発見される事案も多い。子供が抱える悩みをできるだけ早

いじめか否かの判断は、いじめられる側の感じ方を尊重して行う。



期に発見し、深刻化する前に適切な対応ができるよう、子供と担任、保護者との信頼関係の構築に努め、風通しのよい学校風土をつくっていくことが求められる。

2 いじめ問題への対応について

(1)いじめの未然防止のために

<未然防止のポイント>

- ①自己有用感 →居場所づくり・絆づくり・教育活動の工夫
- ②基礎的な学力 →分かる授業・関わり合う授業・学び合う授業
- ③規律 →けじめのある学校生活
- ④教職員研修 →謙虚な姿勢で学び合う教師集団

①自己有用感→居場所づくり・絆づくり・教育活動の工夫

- ・学校の教育活動全体を通して、自己有用感を高められるように努める。
 - ア 各自の思いを互いに聴き合う授業展開の工夫
 - イ 縦割り班活動の実施(異学年交流活動)
 - ウ 全校集会、挨拶運動等の児童会活動
 - エ 道徳教育や人権教育、読書活動や体験活動等の充実により、子供の社会性を育み、<u>いじめをしない、させない、許さない</u>態度の育成に努める。また言語環境を整備する。

【言語環境で大切にしたいこと】

低学年 ちくちく言葉を使わず、ぽかぽか言葉を啓発すること。

中学年 相手の気持ちを考えた言葉遣いをすること。

高学年 相手の気持ちを考え、場に応じた言葉遣いをすること。

②基礎的な学力→分かる授業・関わり合う授業・学び合う授業

・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。(教材研究、体験活動、操作活動、グループ活動、ペア学習、少人数学習等)

③規律→けじめのある学校生活

- ・低学年から継続的にいじめ未然防止の指導の充実を図るために、「いじめは人間として絶対に 許されない」という雰囲気を学校全体につくり、「自分の大切さと共に、他人の大切さを認め る」態度を育てるよう努める。
- ・低学年のときから、授業中はしっかり姿勢を保つこと、話し方、聴き方などの学習規律をしっかり身に付けさせ、落ち着いた雰囲気の中で学習できるように努める。
- ・安全帽子や名札の着用等、学校生活のきまり「神保っ子の目当て」を全校児童、教職員、保護者で共通理解し、規律ある学校づくりに努める。
- ・携帯電話、オンラインゲーム等を使った不適切な書き込み等のトラブルが発生しているので、 ネットモラルに関した指導を各学年に応じて行う。

④教職員研修→謙虚な姿勢で学び合う教師集団

- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止 に取り組む。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの発見や未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。(年間計画参照)

(2)いじめ早期発見のための取組

<早期発見のポイント>

- ①児童の様子の変化を見逃さない。
- ②アンケート調査と教育相談
- ①児童の様子の変化を見逃さない。
 - ・授業中や休み時間、放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、教育相談や家庭 訪問等を通して、アンテナを高くして子供たちを見守ることに努める。
 - ・ささいな情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け迅速に取り組む。

②アンケート調査と教育相談

- ・月1回のアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの早期発見、実態把握に努める。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に情報交換や相談ができるような体制を整備するとともに、保健 室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

(3) いじめが起きたときの対応

<いじめ対応のポイント>

- ①真剣な対応
- ②事実の正確な把握
- ③迅速な対応と指導、見守り
- ④その他 SNS等を利用したいじめ対応

①真剣な対応

- ・いじめは人権や命に関わる重大で緊急な問題として、毅然とした態度で指導に当たる。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・子供や保護者から相談や訴えがあった場合は、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ・校内の「いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。(図1、図2参照)

②事実の正確な把握

・いじめ防止委員会の役割分担に従い、担任や委員がいじめられた子供にカウンセリングマインドで話を聴く。また、いじめた子供についても事情の聴き取りを行う。常にいじめられた子供の心理状況を基盤として、客観的な事実確認を進めて、情報を整理する。

③迅速な対応と指導、見守り

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、「いじめ防止委員会」で情報を共有した結果を、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
- ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。

④その他 SNS等を利用したいじめ対応

・不適切な書き込みや画像の投稿等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は 地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める。 <いじめられた子供とその保護者への対応について>

- ・苦しみや辛さを親身になって聴く。
- ・学校は、<u>全力で守ること、秘密を守る</u>ことをしっかり伝える。
- ・複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。
- ・必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。
- ・状況に応じて SC や SSW 等の心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- ・継続して、観察や声かけ、目配りを行う。

<いじめた子供とその保護者への対応について>

- 「行為」を問題にし、「人間」を否定しない。悪者にしない。
- ・「何をしたか」「相手がどんな気持ちになったか」に焦点を絞って考えさせる。
- ・「相手に対して、今、自分にできること」を考えさせ、励ましながら温かく見守る。
- ※ いじめを行う子供の多くは、親や教師、学校等への不満をいっぱい抱えている場合が多い。「心の 痛み」を受容し、不満を本音で語れるように配慮する。
- ・複数の教職員が連携し、必要に応じて SC や SSW 等の心理や福祉等の専門家、教員、警察官等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
- ・保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する 継続的な助言を行う。
- ・いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為 の責任を自覚させる指導を徹底する。
- ・いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
- ・警察等の専門機関と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な 成長を促す。

(4)いじめを再発させないための対応

- ・自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、<u>同調はいじめに加担することである</u>ことを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てるように心掛ける。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を 取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても<u>見守りを継続</u>する。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知し、子供や保護者への指導や啓発に生かす。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続する。
- ・ 重大事態が発生した場合は、P10以降を参照にして対処する。

【表1 校内いじめ防止対策委員会】

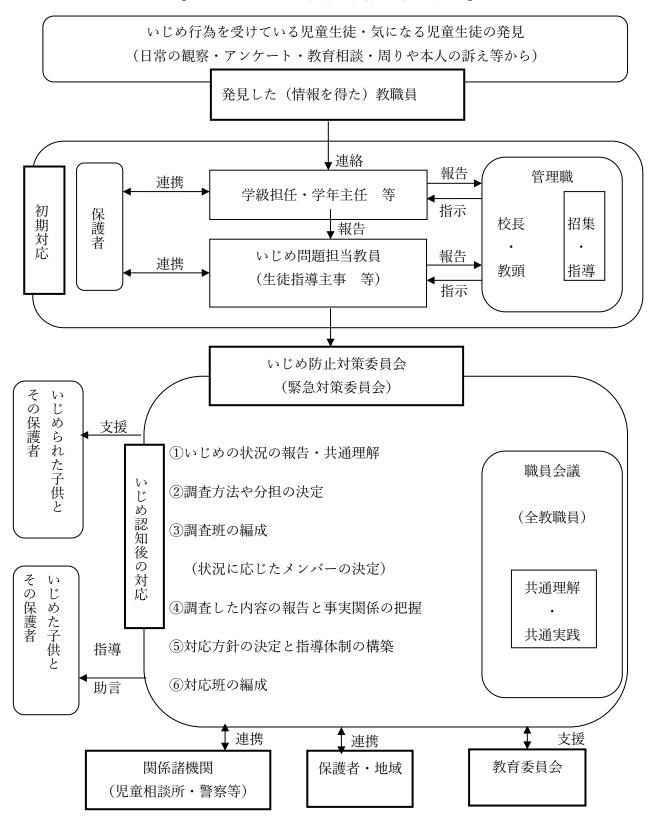
校内いじめ防止対策委員会

役 職	氏 名	分担1	分担2	備考
校長	三日市 寛	総括		
教 頭	五十里智恵子	集約		
教務主任	大坪 千晶	記録	対応班主務	
生徒指導主事	渡辺 睦生	調査班主務	対応班	いじめ問題担当
養護教諭	倉田ひかり	調査班	対応班	児童へのカウンセリング
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー	金木 崇宏 村上 満	調査班	対応班	児童へのカウンセリング 家庭訪問や保護者懇談
各学年主任	竹内幸子畑佐彩東昂平小川美穂子中野中野晃希村林倫子	調査班	対応班	学年児童への指導 担任との連携
担任等関係職員		調査班	対応班	

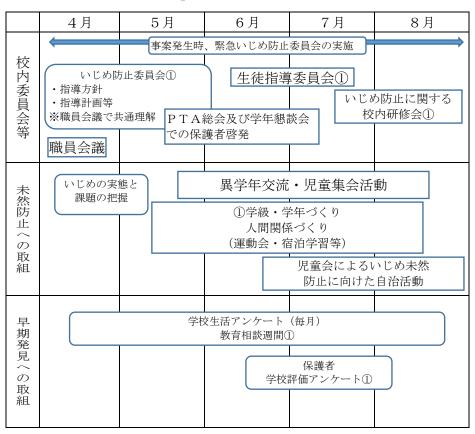
【図1 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織(法第22条に基づく組織)】

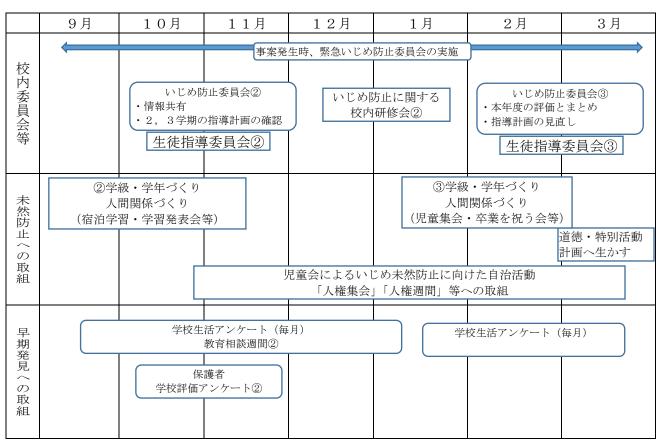
いじめ防止委員会 関係機関 <構成員> ・校長 富山市教育委員会 教頭 いじめ調査班 · 所轄警察 · 教務主任 ・児童相談所 生徒指導主事 • 医療機関 <内容> (いじめ問題担当教員) · 法務局 等 ・いじめの実態把握 ・情報の迅速な共有 養護教諭 ・指導対応に当たっ • 学年主任 ての連絡調整 · 特別支援教育 外部専門家 コーディネーター ・関係教員 ・心理や福祉の専門家 <構成員> ・スクールカウンセラー 教頭 ・弁護士、医師 ・スクールソーシャルワーカー ・教務主任 · 教員、警察経験者 <取組内容> 生徒指導主事 等 • 学年主任 ・いじめ対策の検討 ・担任 ・方針に基づく取組の実施 ・特別支援教育 ・取組の年間計画の コーディネーター 保護者・地域 作成・実行・検証・修正 養護教諭 スクールカウンセラー等 ・相談と通報の窓口 • P T A ・情報収集と記録 • 学校運営協議会 いじめ対応班 · 民生委員 (調査の実施) ・自治振興会長 ・事案発生時の緊急対応や ・児童福祉委員 等 <内容> 指導 ・関係児童への事実 ・一旦、解決した後の継続 確認及び指導 的な見守り ・保護者との連携 校内研修 道徳・特活部会 ・授業改善 ・いじめの未然防止に向 ・教育相談に関する研修 けた道徳の指導計画の ・いじめの理解や防止に 立案 関する研修 ・児童生徒の自治的、自 発的諸活動の推進

【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【いじめ防止対策への取組の年間指導計画】





3 重大事態への対応について

いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 学校の設置者又はその位置する学校は、次に掲げる場合には、その自体(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の予防に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問表の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ① 重大事態の意味について
 - 第1号の例示 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
 - 第2号の例示 〇 年間30日以上の欠席を目安とする。児童が一定期間連続して欠席をしている場合も重大事態と判断する必要がある。
 - ※ 「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、 重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」(国の方針より)
- ② 重大事態の疑いがあると認められる事態の報告
 - ・学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- ③ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査
 - ・市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態の疑いがあると認められる事態が報告された場合、これを市長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査 組織にするかについて判断する。
 - ※ 「なお、第28条で、組織を設けて調査を行う主体とは、教育委員会である」(国の方針より)
- ④ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査組織
 - ・市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態の疑いがあると認められる事態であると判断したときは調査のための組織を設ける。
 - ・学校が調査の主体になる場合、調査等の迅速性が求められるため、法第22条に基づく学校組織を母胎として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。
 - ・いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置する「いじめ防止委員会」などの 対応組織が調査を実施する場合、調査資料の分析を第三者(弁護士等)に依頼したり、必要に 応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もある。
 - ・学校から管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
 - ・校長は、学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
 - ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口(管理職)を明確にして適切 な対応に努める。

(「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」平成22年3月文部科学省 参照)

- ⑤ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たって
 - ・調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目 的として行う。

- ・調査に当たっては、重大事態の疑いがあると認められる事態に至る要因となったいじめ行 為が、いつ(いつ頃から)誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背 景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応し たかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にするよう努める。
- ・調査の実施は被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進める。
- ・被害児童、保護者に寄り添って対応することを第一とし、信頼関係を構築して進める。
- ・加害児童からも調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保する。
- ・市教育委員会、学校自身が、たとえ不都合なことがあっても、事実にしっかり向かい合お うとする姿勢が重要である。調査結果を重んじ、主体的に再現防止に取り組む。
- ・法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ防止対策委員会の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかについて分析を行う。
- いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に質問紙調査や聴き取 り調査を行うことが考えられる。
 - ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合
 - ・いじめられた児童の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。